

第□□□□□□□□-□□号

地方公務員災害補償

年 金 証 書

地方公務員災害補償基金

〔注 意 事 項〕

- 1 この証書は、地方公務員災害補償法によって傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから大切に保管してください。
- 2 この補償を受ける権利は、譲り渡すことはできません。株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫を除き、担保に供することもできません。また差押えを受けることもありません。
- 3 この証書を亡失したり、著しく損傷したときは再交付を基金支部に請求してください。また、年金の額の変更の場合を除き、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引替えに新しい証書を交付します。
- 4 あらかじめ基金支部からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、基金支部に対し障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。
- 5 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を基金支部に返納してください。
- 6 基金支部又は審査会から報告又は出頭等を求められたとき、その報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭せず、又は医師の診断を拒んだ者は、法第73条の規定により、20万円以下の罰金に処せられます。
- 7 基金支部への届出、提出、請求等は下記あて行ってください。

(名 称)

(所 在 地)

(電話番号)

受給権者の氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

補 償 の 種 類 _____ 補償年金 (第 _____ 級)

年 金 の 額 _____ 円

支 給 開 始 年 月 _____ 年 _____ 月

地方公務員災害補償法の規定により上記のとおり支給します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

(支部長名)

